記入例１　退職等により、未徴収税額（令和９年５月までの分）を普通徴収（従業員自身で納付）へ切り替える場合

◎例１・・・年税額84,400円の方が令和８年９月30日に退職する場合

年税額	６月分	７月分	８月分	９月分	10月分	11月分	12月分	１月分	２月分	３月分	４月分	５月分
84,400円	7,400円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

年税額（ア）84,400円

既に納入済みの額　徴収済額（イ）28,400円

今回納入する額

未徴収税額（ウ）56,000円＝普通徴収へ切り替える総額

異動届出書は、異動があった日の翌月10日までに提出してください。

賦課期日（１月１日）の住所を記入してください。

賦課期日後に住所が変わった場合は記入してください。

該当番号を記入してください。

給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書

（宛先）厚木市長

令和8年10月6日提出

所在地（住所）：〒243-0018 厚木市中町〇丁目〇番〇号

氏名又は名称：株式会社　市民税商事

特別徴収義務者指定番号：〇〇〇〇〇〇〇

宛名番号：1

担当者：課・係　総務課総務係　氏名　住民　税美　電話　046－〇〇〇－〇〇〇〇　内線（〇〇〇）

給与所得者：フリガナ　ケンミン　ゼイタロウ　氏名　県民　税太郎　生年月日　昭和・平成　46年10月28日　個人番号　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　受給者番号　〇〇〇〇〇　1月1日現在の住所　厚木市中町〇丁目〇番〇号　異動後の住所　横浜市港区新横浜〇〇〇番〇号

（ア）特別徴収税額（年税額）84400円　（イ）徴収済額　6月から9月まで　28400円　（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）　10月から5月まで　56000円

異動年月日　8年9月30日

異動の事由　1　退職

異動後の未徴収税額の徴収方法　3　普通徴収（本人納付）

1．特別徴収継続の場合

2．一括徴収の場合

3．普通徴収の場合　理由　1　1．異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

指定番号と宛名番号とは税額通知書に記載されている番号です。必ず記入してください。

普通徴収（本人納付）の場合は、「３」と記入してください。

●普通徴収に切り替わると・・・

普通徴収の納期は年４回（６月、８月、10月、翌年１月）です。この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割して納めます。記入例の場合では、従業員本人に通知するのが11月になるため、未徴収税額56,000円を翌年１月の１回で本人が納付することになります。

●異動届出書の早期提出のお願い

毎月平日の月末（※）までに届いた異動届出書をもとに、翌月10日に変更の通知を発送します。締切日を過ぎると、通知をするのが異動があった月の翌々月となるため、早期提出に御協力ください。

※５、12、４月は表紙の処理スケジュールを参照してください。